資料3

令和6年度報酬改定について

GIFU CITY

介護給費等算定に係る体制等に関する届出について

届出に係る加算等（算定される単位数が増えるものに限る。）については、利用者や指定相談支援事業所等に対する周知期間を確保する観点から、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から算定を開始することができます。

年度初めの特例は報酬改定等新年度から取り扱いが変わるものや、年度実績に関するもののみとなりますので、その他の加算につきましては、通常通り前の月の15日（3月15日）までの提出が必要です。

新たに創設、見直しされた減算について

・**虐待防止措置未実施減算**

次の基準を満たしていない場合に、所定単位数の１％を減算する。

①虐待防止委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること

②従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること

③上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

昨年度は岐阜県が令和5年度岐阜県障害者虐待防止・権利擁護研修を岐阜市内では3月に開催しています。積極的な参加をお願いします。

・身体拘束廃止未実施減算

①身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

②身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の使用も可能）を定期的（年1回以上）に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る

（2）身体拘束等の適正化のための指針を整備する

（3）従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的（年1回以上）に実施する

【減算の取扱い】

（施設・居住系サービス）…基準を満たしていない場合、所定単位数の10％減算

（訪問・通所系サービス）…基準を満たしていない場合、所定単位数の1％減算

・情報公表未報告減算…障害者総合支援法第76条の３の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合、所定単位数を減算する。

・所定単位数の10%を減算
（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

・所定単位数の５%を減算
（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援

・障害福祉トップから障害福祉サービス等情報検索に入り、システムログインよりID,パスワードを入力してログイン。
・障害福祉サービス等指定基準・報酬関係Q&Aについてはここから検索。

GIFU CITY

音声・文字サイズ
WAM NET
障害福祉サービス等情報検索
ホーム
※【お知らせ】地図検索サイトの変更について
[H30.9.28更新] 障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用を開始しました。
（本サイトの運用開始に伴い、旧サイト「障害福祉サービス事業所情報」の運用は、平成31年3月末をもって終了しております。）
・地図の位置情報につきましては、反映されるまでに時間がかかることがあります。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
事業所情報の新着情報はこちら
地域から探す（都道府県名をクリック）
北海道
青森
秋田
岩手
宮城

・IDが不明な場合は岐阜市障がい福祉課指導係まで問い合わせを。（☎214－2136）1法人につき1IDとなり、パスワードはこちらでは管理していないため、担当者が変更になるなどして分からなくなることのないよう管理すること。

・業務継続計画未策定減算

①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること

②当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること

これらの基準に適応していない場合、所定単位数を減算する。

※令和７年３月３１日までの間（令和6年度中）、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。

　ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和７年３月３１日までの間、業務継続計画未策定減算を適用しない。

【減算単位】

・所定単位数の３％を減算

（対象サービス：療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練）

・所定単位数の１％を減算

（対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、（障害者支援施設が行う各サービスを除く）

食事提供体制加算の見直しについて

栄養面を評価しつつ経過措置を延長

【令和9年3月31日まで延長】

【令和5年度まで】収入が一定額以下の利用者に対して、原則として当該施設内の調理室を使用して、食事の提供を行った場合に所定単位数を加算する。

【令和6年度から】令和5年度までの要件に加え、

①管理栄養士等（管理栄養士又は栄養士）が献立作成に関与または献立の確認を行う（外部に調理業務を委託している場合には、その委託先において管理栄養士等が献立作成や確認に関わっていれば良い）

②利用者ごとの摂食量を記録する（目視や自己申告等による方法も可能）

③利用者ごとの体重の記録を行う（BMIの記録が必須。身長不明の場合は体重のみの記録でも良い）

以上を行った場合に、 所定単位数を加算する。

※①の要件を満たさなくとも算定が可能なのは【令和6年9月30日まで】

生活介護における支援の実態に応じた報酬の見直し

基本報酬について、「定員区分・障害支援区分」に「時間区分」が加わりました。

時間区分＝現に要した時間ではなく、生活介護計画に基づいて行われる指定生活介護等を行うための標準的な時間（原則送迎時間は含まない）

※令和6年4月から生活介護計画の見直しまでの間は、前月の支援実績等や、本人の利用意向の確認を行うことにより、標準的な時間を見込むものとする。（令和6年10月以降は全ての利用者の生活介護計画に標準的な時間を記載するものとする。）

生活介護計画に位置づけた標準的な提供時間より短くなった場合→当日の道路状況や天候、本人の心身の状況など、やむを得ない事情により、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間よりも短くなった場合には、生活介護計画に位置付けられた標準的な時間に基づき算定して良い。

生活介護計画に位置づけた標準的な提供時間より長くなった場合→実際の所要時間が、居宅においてその介護を行う者等の就業その他の理由により、生活介護計画に位置付けられた標準的な 時間よりも長い時間に及ぶ場合であって、日常生活上の世話を 行う場合には、実際に要した時間に応じた報酬単価を算定して良い。

◎延長支援加算は合計が９時間以上であるとき、通算した時間の区分に応じて算定

自立訓練における新加算

・社会生活の自立度評価指標（SIM）の活用
個別計画訓練支援加算→個別計画訓練支援加算（Ⅰ）（Ⅱ）

・個別計画訓練支援加算（Ⅰ）　【新設】47単位/日
要件①から⑥に適合する事業所において、個別訓練実施計画を作成し支援を実施した場合に加算。

①～⑤　略
⑥ 支援プログラムの内容を公表するとともに、社会生活の自立度評価指標（SIM）に基づき利用者の生活機能の改善状況等を評価し、当該評価の結果を公表している。

ピアサポートの専門性の評価

・ピアサポート実施加算【新設】100単位/月

各利用者に対し、一定の支援体制（※）のもと、ピアサポートを実施した場合に、当該支援を受けた利用者の数に応じ、月単位で所定単位数を加算する。

※障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）を修了した障害者と管理者等を2名以上配置し、これらの者により各事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

就労継続支援A型のスコア方式について

Ⅰ労働時間

1日の平均労働時間について、「4時間半以上5時間未満」から上の長い時間の区分は点数が報酬改定前と比較して10点上がっている。

Ⅱ生産活動

4段階評価から6段階評価となり、新たに前年度、前々年度、前々々年度の生産活動収支がすべてプラスかマイナスかの評価が加わりました。マイナスである年度が前年度までであれば20点ですが、前々年度や前々々年度の収支がマイナスの場合は、それぞれ－10点、－20点となる。

収支がプラス＝〇、収支がマイナス＝×

令和5年度	令和4年度	令和3年度	点数
〇	〇	〇	60
〇	〇		50
〇			40
×			20
×	×		-10
×	×	×	-20

Ⅲ多様な働き方

就業規則等で定めたうえでその制度を活用した実績があった場合に評価値を2（実績がない場合は1）とした上でその合計に応じての評価から、就業規則等に定めている場合のみの評価となり、点数は報酬改定前の15点～35点→0点～15点に下がる。

Ⅳ支援力向上

8の項目の取組実績に応じて、1項目につき1点の評価とした上で、その合計に応じて3段階の評価となり、点数は報酬改定前の15点～35点→0点～15点に下がる。

Ⅴ地域連携活動については変更なし

Ⅵ経営改善計画【新設】

指定基準により、生産活動に係る事業の収入から経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならないが、この収入から経費を引いた額が利用者に支払う賃金の総額以上となっていない場合、経営改善計画書の提出が必要であり、岐阜市から通知する提出期限までに未提出の場合、－50点。

Ⅶ利用者の知識・能力の向上【新設】

前年度において就労継続支援A型事業所等が利用者の知識及び能力の向上に向けた支援を行い、具体的な内容を記載した報告書を作成し、公表している取組が1以上ある場合＋10点。

就労継続支援B型の平均工賃の水準に応じた報酬体系

・平均工賃月額に応じた工賃の更なる向上のため、平均工賃月額に応じた報酬体系について、平均工賃月額が高い区分の基本報酬は引上げられ、低い区分の基本報酬は引下げられた。

・６：１の基本報酬の創設に伴い、目標工賃達成指導員配置加算を算定している事業所が、工賃向上計画に基づき、工賃を実際に向上させた場合の目標工賃達成加算の創設。

令和６年度に目標工賃達成加算を算定する場合（令和５年度の実績により）

＜算定方法＞

令和４年度の事業所の平均工賃月額が17,500 円であった場合（全国平均工賃月額…全国平均）

令和３年度全国平均－令和２年度全国平均＝731円

17,500 円+731円＝18,231 円

18,231 円以上の額を工賃目標として立て、当該工賃目標を達成した場合に加算の算定が可能。

※令和6年6月4日付事務連絡『「令和６年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するＱ＆Ａ VOL. １（令和６年３月２９日）」の正誤（その３）について』のp3～p4の図参照。

GIFU CITY

就労定着支援の定着率のみを用いた報酬設定等

基本報酬について、利用者数に応じた報酬体系ではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系。

・支援体制構築未実施減算【新設】

就労定着支援の終了後も引き続き一定期間の支援が必要と見込まれる利用者（要継続支援者）の状況等について、適切な引き継ぎのための次の措置を一つでも講じていない場合は、10%の減算。

・雇用先企業等関係機関への要継続支援者関係情報（関係情報）の共有に係る指針の策定・責任者の選任、同意を得た上で関係機関等との間で関係情報の共有

・要継続支援利用者の雇用先企業及び就労支援等の関係機関への関係情報の共有の状況に係る記録の作成及び保存

・定着支援連携促進加算→地域連携会議実施加算Ⅰ、Ⅱ
（加算名の変更）

（Ⅰ）関係機関において障害者の就労支援に従事する者により構成される、利用者に係る就労定着支援計画に関する会議を開催し、 関係機関との連絡調整を行った場合に、（Ⅱ）を含めて１月につき１回、１年につき４回を限度として加算。

（Ⅱ）関係者により構成される会議を開催し、会議において、指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者以外の就労定着支援員が就労定着支援計画の原案の内容及び実施状況（利用者についての継続的な評価を含む。）について説明を行うとともに、関係者に対して、専門的な見地からの意見を求め、就労定着支援計画の作成、変更その他必要な便宜の供与について検討を行った上で、指定就労定着支援事業所のサービス管理責任者に対しその結果を共有した場合に、（Ⅰ）を含めて１月につき１回、かつ、１年につき４回を限度として加算。

就労選択支援について

・就労選択支援サービス費　1,210単位/日
　他サービスで既にある加算減算を含め、就労選択支援では10種類の加算、5種類の減算の設定

・特定事業所集中減算【新設】
　正当な理由なく、就労選択支援事業所において前６月間に実施したアセスメントの結果を踏まえて利用者が利用した就労移行支援、就労継続支援Ａ型、Ｂ型のそれぞれの提供総数のうち、同一の事業者によって提供された割合が80%を超えている場合には200単位の減算。

施設入所支援の地域移行の取組の推進

・地域移行等意向確認等に関する指針未作成等の場合の減算
　地域移行等意向確認等に関する指針を作成してない場合又は地域移行等意向確認担当者を選任していない場合は、令和８年度から１日につき５単位の減算。【新設】

・地域移行促進加算（Ⅱ）【新設】60単位/日
　入所者に対して、通所サービス又はグループホームの見学や食事体験等を行うなど、地域生活への移行に向けた支援を実施した場合に月３回を限度として加算。

・地域移行支援体制加算　【新設】（2～15単位/日×減少数）
　前年度に退所し、地域生活が６月以上継続している者が１人以上いる施設において、１年間を限度として加算

・夜間看護体制加算　60単位/日

　夜勤職員配置体制加算が算定されている指定障害者支援施設等において、夜勤の生活支援員に代えて複数の看護職員を配置した場合、35単位に看護職員１に加えて配置した人数を乗じて得た単位数に所定単位数を加えた単位数を加算。

例：夜勤職員配置体制加算で生活支援員が3人必要な場合に
　　生活支援員1人、看護職員2人を配置
　　→看護職員1に加えて配置したのは1人なので、
　　60単位+35単位×1＝95単位/日となる。

・通院支援加算【新設】17単位/1回

　入所者に対し、通院に係る支援を実施した場合、月2回を限度として加算

計画相談支援・障害児相談支援

・機能強化型サービス利用支援費及び機能強化型継続サービス利用支援費Ⅰ、Ⅱ、Ⅲについて
①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。
②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。
が新たに要件に加わったが、改正前に機能強化型の算定をしていた事業所においては、経過措置として令和7年3月31日まで①②の要件を満たしているものとみなす。

※改正後、新たにⅠ～Ⅲを算定する事業所及び令和7年4月1日以降の算定については①②の要件を満たすことが必要。

具体的には、

①定期的に専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を関係機関等と連携して行うこと。

②基幹相談支援センター等による以下の地域の相談支援体制の強化の取組に協力していること

・地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言
・地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）
・学校や企業等に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言
・地域の相談支援事業者が実施したモニタリング結果及び地域においてセルフプランにより支給決定されている事例の検証

・主任相談支援専門員配置加算Ⅰ　300単位/月【新設】
　主任相談支援専門員配置加算Ⅱ　100単位/月【既存】

（Ⅰ）地域の相談支援の中核的な役割を担う指定特定相談支援事業所であって、主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、主任相談支援専門員が、事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算。
（Ⅱ）主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、主任相談支援専門員が、事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

※いずれかの算定であり、Ⅰ、Ⅱどちらも算定することはできない。

岐阜県主任相談支援専門員養成研修
受講対象者

障がい者等への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員であり、『相談支援従事者現任研修』の修了後、相談支援専門員として従事した期間が、研修開始前において、通算して3年（36ヵ月）以上である者であり、①～③のいずれかの要件を満たす者。

① 基幹相談支援センター又はそれに準ずる機能を有する地域相談支援事業所等において現に相談支援に関する指導的役割を担っていること。

② 都道府県における相談支援従事者研修又はサービス管理責任者等研修において研修の企画に携わっていること又は講義若しくは演習に講師として携わっていること。（平成25年度以降）

③ その他、相談支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、岐阜県が岐阜市からの推薦に基づき適当と認める者であること。

・医療・保育・教育機関等連携加算

①福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く。以下同じ。）の職員等と面談又は会議を行い、利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、以下を行った場合に加算。

Ⅰ指定サービス利用支援　200単位/月
Ⅱ指定継続サービス利用支援　300単位/月

②利用者が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、病院等の職員に対して、利用者に係る必要な情報を提供した場合に、月３回、同一の病院等については月１回を限度として加算。　300単位/月

③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合、病院及び訪問看護の事業所、それ以外の福祉サービス等提供機関それぞれで月１回を限度として加算。　150単位/月

※福祉サービス等提供機関については、病院等、訪問看護事業所、企業、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校等が対象

※初回加算を算定する場合や退院・退所加算を算定し、退院又は退所する施設の職員のみから情報の提供を受けている場合は算定できない。

・集中支援加算

①医療・保育・教育機関等連携加算の②の要件を、サービス利用支援、サービス継続利用支援を実施する月以外に行った場合　300単位/月

②医療・保育・教育機関等連携加算の③の要件を、サービス利用支援、サービス継続利用支援を実施する月以外に行った場合　150単位/月

集中支援加算
居宅介護事業所等連携加算
保育・教育等移行支援加算
の要件のうち、

月に２回以上、利用者の居宅等を訪問し利用者及び家族に面接することについて、テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含められることとなったが、うち１回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する。

- 要医療児者支援体制加算
- 行動障害支援体制加算
- 精神障害者支援体制加算

（Ⅰ）…Ⅱに加えて、
①要医療児者支援体制加算の場合…医療的ケア児者に対して
②行動障害支援体制加算の場合…強度行動障害児者に対して
③精神障害者支援体制加算の場合…利用者が通院する、療養生活継続支援加算を算定している病院等又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪問看護事業所における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、精神障害者に対して
　現に指定計画相談支援を行っている場合　60単位/月

（Ⅱ）…各加算を算定するのに必要な研修修了者の配置及び公表をしている場合　30単位/月

福祉・介護職員
処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概　要

○　障害福祉現場で働く方々にとって、令和６年度に2.5%、令和７年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。

○　福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた４段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。

○　就労定着支援の就労定着支援員、自立生活援助の地域生活支援員、就労選択支援の就労選択支援員を、処遇改善加算等の対象に加える。

福祉・介護職員
処遇改善加算の見直し

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

○　新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

○　新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1／2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。

※　それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、ベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2／3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率（※）　既存の要件は黒字、新規・修正する要件は**赤字**

加算率	区分	要件	対応する現行の加算等（※）	新加算の趣旨
【8.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）Ⅰ	**新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ）【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】	Ⅱ	**新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・改善後の賃金年額440万円以上が１人以上 ・職場環境の更なる改善、見える化**【見直し】（令和７年度）** ~~・グループごとの配分ルール【撤廃】~~	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ）【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】	Ⅲ	**新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。** ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ）【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】	Ⅳ	**・新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分** ・職場環境の改善（職場環境等要件）**【見直し】（令和７年度）** ・賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ）【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※　加算率は生活介護のものを例として記載。

福祉・介護職員処遇改善加算について

＜実地指導でよくある指摘事項＞

計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しているか。

口頭だけではなく、周知していることが客観的にわかる記録を残してください。会議録、周知文書等を実地指導で確認します。

研修計画を立てているか（キャリアパス要件Ⅱ）

福祉・介護職員の職務内容等を踏まえ、福祉・介護職員と意見を交換しながら、資質向上の目標及び具体的な計画を策定し、計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保してください。